

## 音更町短期移住体験住宅事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住を希望し、又は検討する者（以下「移住希望者」という。）に対し、町内での生活を体験できる機会を提供することで、本町への移住及び定住の促進を図ることを目的に実施する音更町短期移住体験住宅事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 町長が所有者と借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受ける賃貸借契約を取り交わし、借り受けた民間所有の住宅で、日常生活を営むために必要最低限の家具、電化製品等を備え、移住希望者が町内での生活を体験できるものをいう。

(2) 利用 借地借家法の適用を受けない一時使用目的の賃貸借契約に基づく利用をいう。

### (利用者の資格)

第3条 住宅を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす移住希望者とする。

(1) 現に町外に住所を有する者であること。ただし、転勤又は婚姻により本町に移住しようとする者を除く。

(2) 住宅の賃貸料の支払能力を有すると認められること。

(3) 住宅を利用する者のいずれもが音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める移住希望者は、住宅を利用することができる。

### (利用申請)

第4条 住宅の利用をしようとする移住希望者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ町の移住担当窓口にて住宅の利用について予約の申込みをしなければならない。

2 前項の規定により予約が受け付けられた利用希望者は、利用を開始する日の10日前までに音更町短期移住体験住宅利用申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に住宅の利用をする者全員の住民票の写しを添えて町長に提出しなければならない。

### (一時使用契約)

第5条 町長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用希望者と住宅の一時使用目的による建物賃貸借契約（以下「一時使用契約」という。）を締結するものとする。

### (利用期間等)

第6条 住宅の利用期間は、利用開始日から起算して7日以上30日以内とし、一時使用契約において定める。この場合において、当該利用期間内に住宅の利用をしない日があっても連続して住宅の利用をしたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特別な事情があると認めるときは、一時使用契約において定める利用期間を延長し、又は短縮することができる。

3 住宅の利用開始時間は、原則として利用開始日の午後2時以降とし、利用終了時間は、

利用期間満了日の午前11時までとする。

(賃貸料)

第7条 住宅の賃貸料は、光熱水費（電気、ガス及び上下水道の使用料金をいう。）を含め、1日につき3,000円とし、一時使用契約において定める。

2 一時使用契約を締結した利用希望者（以下「利用者」という。）は、前項に規定する賃貸料を利用開始日までに、町長が発行する納付書により納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された賃貸料については、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により住宅の利用をすることができなくなったとき。

(2) 前条第2項の規定により利用期間を短縮したとき。

(3) その他特別な事情があると町長が認めたとき。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守時及び就寝時における施錠その他の住宅の管理を善良な管理者の注意をもって行うとともに、住宅の鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱い、水道の凍結等に注意するとともに、備付けの家具、電化製品等を適切に取り扱うこと。

(3) 住宅の周囲の除草、除雪その他の住環境の整備を適宜行い、住宅の敷地内を適切に管理すること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) その他町長が行う住宅の利用に関する指示に従うこと。

(禁止又は制限行為)

第9条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をすること。

(2) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

(3) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。

(4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。

(5) 犬、猫その他の動物を飼育し、又は持ち込むこと。

(6) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) 犯罪行為その他の警察の介入を生じさせる不法行為をすること。

(8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は住宅の利用に係る権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供すること。

(9) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(一時使用契約の解除)

第10条 町長は、申請書の内容に偽りがあったと認められるとき又は前2条の規定に違反する行為があったと認められるときは、一時使用契約を解除することができる。

(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により一時使用契約が解除されたときは、直ちに住宅を明け渡すとともに、住宅の鍵を返却しなければならない。

この場合において、利用者は、一時使用契約の解除に伴い明渡しをするときは、明渡日

を事前に町長に通知しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により住宅を明け渡すときは、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、住宅、家具、電化製品等を原状回復しなければならない。

3 町長は、前項の規定により利用者が行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ利用者と協議するものとする。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、住宅、家具、電化製品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

2 利用者は、故意又は過失により住宅、家具、電化製品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由によるものと認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第14条 町長は、住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。